

# 令和 8 年度（2026 年度）沢井奨学金（秋募集）

## 募集要項

### 1. 趣旨

将来の薬学を担う優れた博士人材を輩出することは、京都大学大学院薬学研究科の重要な使命のひとつです。研究者を志す優秀な学生を支援したいという澤井健造氏と沢井製薬株式会社のご意向に基づき、給付型奨学金として沢井奨学金を本研究科の一貫制博士課程（3年次以降）、博士後期課程、四年制博士課程在学者に支給します。なお、澤井健造氏は本学薬学部・薬学研究科のOBです。

### 2. 給付金の種類

給付型奨学金。原則として、返済の必要はありません。

### 3. 給付期間

1年間

### 4. 給付金額

年額 60 万円（半年ごとに 30 万円給付予定）。なお、税金等の納付に係る手続き等は、原則として、受給者が行うものとします。

### 5. 募集人数

若干名

### 6. 受給資格者（募集対象者）

※令和 8 年度（2026 年度）沢井奨学金の春選抜（3 月募集）に申請した者は除きます。

- ・令和 8 年（2026 年）4 月に薬学研究科一貫制博士課程（5 年制の第 3 年次以降）、博士後期課程（3 年制）もしくは博士課程（4 年制）に在籍する学生。（申請時点において、他大学に在籍中で編入予定の者も含む）
- ・令和 8 年度（2026 年度）採用分日本学術振興会の特別研究員（DC1、DC2）に応募した者。（ただし、他大学・他研究科修士課程に所属していたため、令和 8 年度（2026 年度）採用分日本学術振興会の特別研究員に応募できなかった者は、この受給資格要件を満たさなくてよい。）
- ・本学大学院の標準修業年限（休学期間を除く）を超えない者。
- ・当該課程における成績等評価において特に優秀と認められる者。

- ・他団体等から年額 120 万円もしくは月額 10 万円を超える給付型（相当）奨学金や給付（相当）を受けていない者。
  - ・薬学研究に情熱を持ち、成績優秀な者
  - ・澤井健造氏と沢井製薬株式会社に敬意と感謝を示す者
  - ・沢井製薬が開催する所定の交流会等に参加できる者
  - ・本研究科のホームページ等に奨学金受給者リストとして氏名掲載を許可できる者、寄稿できる者
- ※社会人入学者は除きます。

## 7. 申請書類

令和 8 年度（2026 年度）日本学術振興会特別研究員の申請書類と同一

- (1)申請書情報（申請書 1～2 ページ）
- (2)申請内容ファイル（申請書 3～8 ページ）

※令和 8 年度（2026 年度）採用分日本学術振興会の特別研究員に応募できなかった者は、申請書のフォーマットを教務掛までメールで請求してください。

## 8. 申請受付締切

令和 7 年（2025 年）10 月 17 日（金） 17 時 00 分【厳守】

## 9. 申請方法

申請書類(1)、(2)を、下記申請フォームよりアップロードしてください。

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdkiAPt\\_t3vsN14EwhTOeQ37vuwzM9VykUIKOLQK4Rd1BvgZw/viewform?usp=dialog](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdkiAPt_t3vsN14EwhTOeQ37vuwzM9VykUIKOLQK4Rd1BvgZw/viewform?usp=dialog)

※PDF 形式で提出してください。

※ファイル名は下記のとおりとしてください。

- (1) 申請書情報 → 学生番号 10 桁(氏名)申請書情報
- (2) 申請内容ファイル → 学生番号 10 桁(氏名)申請内容ファイル  
(例： 0960340123 (京大花子)申請書情報)

※アップロード後のファイル修正はできませんので、申請の際は十分注意してください。

## 10. 審査方法

研究科で組織する選考委員会にて、申請書内容を基に選考を行います。

審査方針 ① 薬学の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。

② 研究計画が具体的であり、優れていること。

③ 研究計画を遂行できる能力及び当該研究の準備状況が示されていること。

## 11. 結果の開示

2025年11月下旬までに本人に採用の推薦順位を通知します（予定）。ただし、学振特別研究員などに採用された者は給付対象外となるため、最終決定は2026年3月ごろに行います。

## 12. 採択後に必要な手続き等について

研究科で求める手続き書類を、提出期日までに提出してください。

## 13. 支給停止又は取消

以下に該当する事由が生じた場合は、受給者は速やかに研究科長に報告するものとし、研究科長は奨学金の支給停止又は取消を行います。

- ・第6条に定める受給資格を失ったとき。
- ・受給者からの辞退届を受理したとき。
- ・奨学金に係る書類に虚偽の記載をしたとき。
- ・休学又は退学したとき。
- ・除籍されたとき。
- ・早期修了したとき。
- ・京都大学通則第32条の規定により懲戒にされる行為を行ったとき。
- ・就職の内定を得たとき（課程修了を前提としない進路決定の場合に限る）。
- ・その他、指導教員が受給不適格とみなした場合。

上記の事由に該当した場合、研究科長の定めるところにより返還させることができます。また、学位取得しない場合は、さかのぼって支給済みの奨学金の返還を求めることがあります。

## 14. 本募集に関する連絡先

京都大学大学院薬学研究科教務掛 080yakukyomu1◎mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

※上記連絡先の電子メールアドレスの◎を@に変えて送信してください。

2025年10月